



# 空き家解体費補助金 ご利用の皆様へ

**老朽型**  
(相続3年以内)

- ◎この補助金は、**昭和56年以前に建築された空き家**が対象となります。※建築基準法改正前の建物
- ◎補助金を利用できるのは「**空き家の相続人**」です。
- ◎**相続する事由(※1)が発生した日から3年以内の解体工事**が対象です。  
(※1 前所有者がなくなった日)

- 補助額:事業費(税抜)の1/2以内(上限50万円)**  
※ただし、昭和57年以降に建築され、築40年以上経過したもの:上限25万円



**【所得要件】**  
世帯の主たる生計維持者(世帯で最も所得の高い者)の前年度所得が  
**901万円以下**であること。

